

斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名 斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務

(2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務場所 斑鳩町庁舎

(4) 業務期間

① システム初期構築期間 契約締結日～令和8年2月27日

但し、本稼働前にテスト環境を令和8年1月30日までに構築し、令和8年2月2日よりテスト運用を開始し、令和8年3月2日から本稼働を開始するものとする。

② システム賃貸借期間 令和8年3月2日～令和10年3月31日（25か月）

③ システム運用保守期間 令和8年3月2日～令和10年3月31日（25か月）

(5) 提案上限額

22,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、内訳としてシステム構築費18,720,000円

運用費 3,280,000円とする。

※ 提案上限額は契約予定金額を示すものではない。

※ 提案上限額は本契約の履行に係るシステムの構築・導入、データ作成、データ移行、データ更新、期限までの運用保守費用を含む総額とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 本町の入札参加資格を有していること。

(2) 近畿圏内（2府4県）に本店（主たる営業所）又は支店（主たる営業所から本町との契約について、一切の権限を委任されている営業所）を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(4) 斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第3号）又は斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第4号）による入札参加停止措置又は国若しくは他の地方公共団体による同様の措置を受けている者でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画 について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等 暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (9) 過去5年間に、自治体において公開型 GIS、(窓口 GIS) 及び統合型 GIS の導入実績を有すること。
- (10) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及び ISMS クラウドセキュリティの認証を受けていること。
- (11) 別紙「仕様書」に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。 また、本町の指示に柔軟に対応できること。

4. 募集内容

- (1) プロポーザル実施形式
公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 募集方法
令和7年6月19日（木）から町入札掲示板及び町ホームページ上で本要領を公表し、同時にホームページ上で関係書類を配布する。

5. 参加の申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、以下に掲げるところにより参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出書類（各1部）
 - ① プロポーザル参加申込書（様式1）
印鑑は本町に届け出ている使用印鑑を押印すること。

② 会社概要（様式2）

ア プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及び ISMS クラウドセキュリティの認定の写しを添付すること。

イ 公告日以降に交付を受けた都道府県税（営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象）、法人税又は所得税及び消費税の納税証明書（納期限をすぎて滞納となったものがないことの証明）の写しを添付すること。

ウ 会社案内等の資料があれば添付すること。

③ 業務実績調書（様式3）

ア 過去5年間の業務実績について、様式に従って記載すること。

イ 実績は5件までとし、近畿圏内（2府4県）の実績を優先して記入すること。

ウ 契約した事実を証するため、テクリス又は契約書及び業務内容が判る書面を添付すること。

④ 印鑑証明書（原寸コピー可）

⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

⑥ 財務諸表の写し（直近のもの）

⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

⑧ チェックリスト（様式5）

ア 「参加申込書等提出時チェックリスト」を使用し、提出書類をチェックすること。

イ 提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月8日（火） 午後5時（※必着）

(3) 提出先

斑鳩町都市建設部建設農林課（14. 問合せ・提出先のとおり）

(4) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。

※ 持参の場合は、午前9時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務公募型プロポーザル 参加申込書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。また、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 書類審査

参加希望者が5社を超える場合は、書類審査によりプレゼンテーションの対象者をあらかじめ選定する場合がある。

6. 質疑書の提出及び回答方法

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。質問内容は実施要領、仕

様書等に係るものや提出書類の作成に係るものに限る。審査及び受託候補者の特定に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質疑書提出期限 令和7年7月8日(火)午後5時

(2) 質疑書記載方法

質疑書(様式6)に、質問の内容を簡潔に記載すること。電子メールで質問を行う場合には1ファイルとすること。

(3) 質疑書提出方法

斑鳩町都市建設部建設農林課(14. 問合せ・提出先のとおり)に電話連絡の上、電子メール又はFAXで行うこと。電子メールにより質問をする場合、件名を「斑鳩町公開型GIS及び窓口閲覧システム導入業務公募型プロポーザルに係る質問(法人名)」とすること。

(4) 質疑書回答方法

質問の回答については、町ホームページにより順次公表する。回答期限は令和7年7月15日(火)とする。

7. 参加の辞退

参加申込者は、企画提案書等の提出期限までは、いつでも参加を辞退することができるものとする。参加を辞退しようとする者は、任意様式に辞退の旨及び辞退の理由を明記して、斑鳩町都市建設部建設農林課(14. 問合せ・提出先のとおり)に郵送又は持参すること。ただし、当該辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

8. 企画提案書等の提出

参加申込者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、最適なシステムを構築するための企画提案書等を、以下に掲げるところにより提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

ア 企画提案書は業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述するものとし、別紙「斑鳩町公開型GIS及び窓口閲覧システム導入業務公募型プロポーザル評価基準」の評価項目に沿って作成すること。

イ 作成にあたっては、読み易さや解りやすさに留意し、正確かつ簡潔な内容とすること。

ウ 企画提案書等の用紙サイズはA4サイズ、文字サイズは10.5ポイント以上を原則とする。(A3サイズも可とするが、折り込んで閉じること)

エ 企画提案書は両面印刷でページ番号を附番すること。

② 配置予定技術者(様式7)

ア 本業務に従事する配置予定技術者は次の要件を満たす技術者を配置すること。な

お、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

イ 管理技術者

- ・測量士の資格を有すること
- ・直近5年において、公開型GISの管理技術者として導入実績を有すること
- ・管理技術者は、常時雇用の者で、少なくとも3ヶ月以上の雇用関係にあるもの

ウ 照査技術者

- ・空間技術総括監理技術者資格を有すること
- ・直近5年において、公開型GISの照査技術者として導入実績を有すること
- ・照査技術者は、常時雇用の者で、少なくとも3ヶ月以上の雇用関係にあるもの

③ 斑鳩町公開型GIS及び窓口閲覧システム導入業務 見積書(様式8)

ア. 構築費について

- ・公開型GIS、窓口GIS及びデータ管理GISの構築費について、仕様書内容に基づき、見積書の様式に従い記載すること。
- ・各システムに搭載するデータ及び新規作成データは仕様書の通りとすること
- ・窓口GIS及びその他調達を必要とするハードウェアについて記載すること。ハードウェアについては、5年間のメーカー保守契約を含んだ金額を記載すること。

イ. 運用費について

- ・令和8年3月2日から令和10年3月31日までにかかるシステム運用費の金額を記載すること。
- ・運用費には、システム利用料、システム保守料、仕様書：図表9の更新対象データ一覧のデータを更新する経費を記載すること。

④ 使用期間延長(3年間)を行った場合の運用費 見積書(様式9)

ア 運用費について

- ・当初構築したシステムは導入後令和10年3月31日まで(2年間)の契約を予定しているが、契約期間満了後には3年間の使用期間の延長を予定している。(この場合、選定業者と単年度ごとの随意契約になる予定)この3年間のシステム運用費を記載すること。
- ・運用費には、システム利用料、システム保守料、仕様書：図表9の更新対象データ一覧のデータを更新する経費を記載すること。
- ・なお、本項目に関する費用は提案上限額に含めないが、審査・評価の対象とする。

⑤有償オプション費用 見積書(様式10)

- ・仕様書に記載した以外の有益な提案については企画提案書に内容を記載すると共に、別途費用が必要な場合は本見積書の内訳欄に記載すること。
- ・有償オプションの費用については、金額は問わない。

⑥ チェックリスト(様式11)

ア 「企画提案書等提出時チェックリスト」を使用し、提出書類をチェックすること。
イ チェックリストは提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

(2) 企画提案書等の様式

企画提案書は、A4の縦ファイルに綴じることとし、ファイルの表紙及び背表紙には、本業務の業務名と提案者の商号又は名称を記載したラベルを貼付すること。

(3) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時

(4) 提出先

斑鳩町都市建設部建設農林課（14. 問合せ・提出先のとおり）

(5) 提出方法

提出期限までに郵送又は持参すること。 ※ 持参の場合は、午前9時30分～午後5時。 ※ 郵送の場合は、封筒の表面に「斑鳩町公開型GIS及び窓口閲覧システム導入業務公募型プロポーザル 企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。また、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(6) 提出部数

正本1部、副本8部とする。

(7) その他

- ① 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ② 企画提案書等の提出は1社につき1案とする。

9. 審査及び受託候補者の特定方法

(1) 審査方法等

- ① 企画提案書等の審査及び特定は、斑鳩町公開型GIS及び窓口閲覧システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書等について書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その内容を総合的に評価する。
- ② 審査委員会は非公開とする。
- ③ 提出された書類等の内容について、後日問合せを行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

提案するシステムについて、デモンストレーションを含むプレゼンテーション審査を実施する。

- ① 実施日 令和7年8月8日（金）予定
※ 参加者数により日程が変更となる場合がある。その場合は別途通知する。
- ② 実施場所 斑鳩町役場内会議室

- ③ 実施時間 提案者あたりの説明時間は質疑応答を含め、50分以内とする。
- ※ プレゼンテーション20分、デモンストレーション20分、質疑応答10分を想定
- ④ 出席者 出席者は1社につき3名までとし、管理技術者となる予定の者が、出席すること。
- ⑤ その他
- ア プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに行うこと。
- イ デモンストレーションはシステム基本構成、各画面構成、操作性、効率的と考える点、アピールする機能などを含めて主に以下の内容について行うこと。
- ・ 公開型 GIS について
 - ・ 窓口 GIS について
 - ・ データ管理用 GIS について
 - ・ 運用保守体制について
- ウ プレゼンテーション審査の順番は、企画提案書等を受け付けた順とする。
- エ 電源、プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。パソコンその他の必要機器は提案者が持参すること。
- オ 本プレゼンテーションで使用するシステムは、デモ用に構築されたものではなく、実際に稼働している本番環境のシステムとする。
- カ 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

(3) 受託候補者の特定方法

- ① 企画提案書等の審査結果に基づいて、最高得点者を本業務の受託候補者として特定する。
- ② 参加者が1社のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ③ 評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者とししない。

(3) 審査基準及び配点

審査においては、企画提案の内容、業務実績、見積額等による総合評価を実施する。審査の実施に際しての配点及び評価基準は別紙「斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月下旬までに全ての参加者に通知するとともに、町ホームページにおいて受託候補者を公表する。なお、審査の経過については一切公表しない。ただし、受託候補者特定後及び契約締結後は、参加者に対して自己の評価結果を情報提供することができる。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 失格事項

プロポーザルの参加者及び提案内容について次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加者を失格とし、直ちに本業務の受託資格を失う。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 参加資格に適合しない場合
- (4) 本実施要領等において示した内容に違反又は逸脱した場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション審査を欠席した場合
- (6) 見積書の見積額が提案上限額を超える場合

11. 契約の締結

(1) 契約の締結

- ① 最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社のみの場合を含む。）と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行う。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。
- ② 受託候補者との契約は、3年間の長期継続契約を予定している。
- ③ 契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- ④ 契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、斑鳩町契約規則第19条の規定による。

12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は本プロポーザルにおける特定のみを使用するものとし、提案者に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、町から追加資料を求めた場合はこの限りでない。

- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年3月斑鳩町条例第1号）に基づき、公開する場合があるものとする。
- (6) 企画提案書等に記載した技術者の変更は原則として認めない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合には、本町と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 本要領に示した書類のほかに、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求めることがある。
- (8) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表又は使用してはならない。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

13. スケジュール 実施内容 実施期間または期日

実施内容	実施期間又は期日
①公告	令和7年6月19日（木）
②参加申込書等提出期間	令和7年6月19日（木）～7月8日（火）午後5時
③質疑書提出期間	令和7年6月19日（木）～7月8日（火）午後5時
④質問回答期限	令和7年7月15日（火）
⑤企画提案書等提出期間	令和7年6月19日（木）～7月24日（木）午後5時
⑥プレゼンテーション	令和7年8月8日（金）予定
⑦結果通知・結果公表	令和7年8月下旬 予定
⑧契約締結	令和7年8月下旬 予定

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合があります。その場合は、参加者に速やかに連絡します。

14. 問合せ・提出先

斑鳩町都市建設部建設農林課（担当：平本、松尾、奥田）

郵便番号 636-0198

住所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

電話番号 0745-74-1001（代表）

FAX 0745-74-1011

電子メール kensetsu@town.ikaruga.nara.jp